

旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民等が、地域の課題を共有し、その解決に向けた方策を検討するとともに、相互に連携し協働しながら、地域特性を生かした個性ある多様なまちづくりを推進していくため、地域まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会の名称及び所管区域は別表のとおりとする。

(所掌事項等)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討し、並びに意見を交換する。

- (1) 地域のまちづくりの推進に関すること。
- (2) 地域のまちづくりの支援に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者とし、その定数は各協議会の状況に応じ別に定める。

- (1) 地域に住所を有する者
- (2) 地域で働き、又は学ぶ者
- (3) 地域において事業活動その他の活動を行う者
- (4) 公募により選任された者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中の退任に伴う新任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の選任に当たっては、所管区域の住民の意見が適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総括し、協議会の代表となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、市長と協議の上、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、検討内容が旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開する。

3 会長は、必要と認めるときは、市職員等委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第6条の2 協議会は、特別の事項を検討するため必要があるときは、部会を設置することができる。

る。

2 前条第3項の規定は、前項の部会について準用する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、地域まちづくり課及び各支所に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第6条の2第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

名 称	所管区域
中央・新旭川まちづくり推進協議会	・西地区市民委員会の該当区域 亀吉，曙，曙北，常磐公園，西（２条西～９条西各丁目），宮下通～９条通１～５丁目（８条通６丁目の一部） ・中央地区市民委員会の該当区域 上常盤町，中常盤町，常盤通，宮下通～１０条通６～１０丁目（８条通６丁目の一部） ・大成地区市民委員会の該当区域 宮下通～１０条通１１～１７丁目，宮前１～２条１～２丁目 ・新旭川地区市民委員会の該当区域 金星町，東，新富，パルプ町，新星町，大雪通 ・朝日地区市民委員会の該当区域 ２～１１条通１８～２５丁目（１条通２４・２５丁目，４条通２５丁目，１１条通２３丁目の一部）
豊岡まちづくり推進協議会	・豊岡地区市民委員会の該当区域 豊岡１～７条１～４丁目，豊岡８～１３条１～２丁目（４条通２５丁目，１１条通２３丁目，豊岡８条３丁目の一部） ・新豊岡市民委員会の該当区域 豊岡８～１５条３・４丁目（豊岡８条３丁目の一部） ・愛宕地区市民委員会の該当区域 豊岡３・４・１６条７丁目，豊岡５・１５条５～７丁目，豊岡６～１３条５～９丁目，豊岡１４条５～８丁目（豊岡４条５・６丁目，豊岡１４条９丁目，豊岡１５条８丁目，豊岡１１・１３条４丁目の一部）
東光まちづくり推進協議会	・啓明地区市民委員会の該当区域 宮下通１８～２６丁目，１条通１８～２５丁目，南１～９条通１６～２５丁目，南４～９条通２６丁目，宮前１条３～５丁目，宮前２条３丁目（１条通２４・２５丁目，南１条通２５丁目，南２・３条通２６丁目の一部） ・東光地区市民委員会の該当区域 東光１～９条１～４丁目，南１条通２６丁目（東光１０条２丁目，東光１０・１１条４丁目，南１条通２５丁目，南２・３条通２６丁目の一部） ・東光南地区市民委員会の該当区域 東光１０～１８条１～４丁目（東光１０条２丁目，東光１０・１１条４丁目の一部） ・東豊中央市民委員会の該当区域 東光１～９条５・６丁目，豊岡１～３条５・６丁目（豊岡４条５・６丁目の一部） ・東部東光市民委員会の該当区域 東光１０～２５条５・６丁目 ・千代田市民委員会の該当区域 東光１～２７条７～１０丁目，豊岡１・２条７～１０丁目，豊岡３条８～１０丁目，豊岡４・５条８・９丁目（豊岡４条１０丁目，東旭川町共栄，東旭川町下兵村の一部）
北星まちづくり推進協議会	・近文東地区市民委員会の該当区域 川端町６条９・１０丁目，川端町７条１０丁目，近文町１１～２３丁目，錦町１１～１８丁目，緑町１２～２０丁目（近文町２４丁目，錦町１９丁目，緑町２１・２２丁目の一部） ・近文西地区市民委員会の該当区域 旭岡，近文町２５丁目，錦町２０～２４丁目，緑町２３～２５丁目（近文町２４丁目，錦町１９丁目，緑町２１・２２丁目の一部） ・川端地区市民委員会の該当区域 川端町１～５条各丁目

	・北星地区市民委員会の該当区域 本町，花咲町１～３丁目，大町１～３条１～７丁目，旭町１～２条１～７丁目（大町１条７丁目，旭町２条７丁目，花咲町４丁目，春光町の一部） ・旭星地区市民委員会の該当区域 大町１～３条８～１４丁目，旭町１・２条８～１４丁目，北門町７～１３丁目（大町１条７丁目，大町１・２条１５丁目，旭町１・２条１５丁目，旭町２条７丁目，北門町１４丁目の一部） ・旭星西地区市民委員会の該当区域 大町１・２条１６～２０丁目，旭町１・２条１６～２１丁目，北門町１５～２２丁目（大町１・２条１５丁目，旭町１・２条１５丁目，北門町１４丁目の一部）
末広まちづくり推進協議会	・末広中央地区市民委員会の該当区域 末広１～８条１～３丁目，末広東１～３条１～３丁目（春光１・５・６条９丁目，末広８条２・３丁目の一部） ・末広地区市民委員会の該当区域 末広１～７条４～１２丁目 ・末広東地区市民委員会の該当区域 末広東１～３条４～１２丁目（末広東２条１３丁目の一部）
春光まちづくり推進協議会	・春光西地区市民委員会の該当区域 住吉，春光４～６条１～４丁目，春光７条２・３丁目 ・春光中央市民委員会の該当区域 春光４～７条５～９丁目，春光３条６丁目（春光５・６条９丁目の一部） ・春光東地区市民委員会の該当区域 春光１～３条７～９丁目，花咲町５～７丁目（春光１条９丁目，花咲町４丁目の一部）
春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会	・春光台地区市民委員会の該当区域 春光台１～５条１～５丁目（末広８条２・３丁目，春光台１・３・４条５丁目の一部） ・鷹の巣福祉村地区市民委員会の該当区域 末広８条４～１２丁目，春光台１～５条６～１２丁目（春光台１・３・４条５丁目の一部）
神居まちづくり推進協議会	・神居中央地区市民委員会の該当区域 高砂台，神居町富岡，神居１～９条１～１０丁目（神居町神岡，神居町富沢の一部） ・神居東地区市民委員会の該当区域 神居１～５条１１～２１丁目，神居６条１１～１９丁目，神居７条１１～１８丁目，神居８条１１～１７丁目（神居町神岡，神居町富沢の一部） ・台場地区市民委員会の該当区域 神居町台場，台場東，台場 ・神居雨紛地区市民委員会の該当区域 神居町雨紛，神居町上雨紛，神居町共栄，神居町神華 ・西神居地区市民委員会の該当区域 神居町神居古潭，神居町西丘，神居町豊里 ・忠和地区市民委員会の該当区域 南が丘，神居町忠和，忠和
江丹別まちづくり推進協議会	・江丹別地区市民委員会の該当区域 江丹別町拓北，江丹別町中央，江丹別町富原，江丹別町中園，江丹別町西里，江丹別町芳野，江丹別町清水 ・嵐山地区市民委員会の該当区域 江丹別町嵐山，江丹別町春日，江丹別町共和
永山まちづくり推進協議会	・永山第一地区市民委員会の該当区域 秋月，流通団地

	・永山南西地区市民委員会の該当区域 永山１～６条１～１０丁目 ・永山南地区市民委員会の該当区域 永山町２～５丁目、永山７～１０条１～１０丁目、永山１１条１・２丁目、永山１２条１～３丁目、永山１３条２・３丁目、永山１４条３丁目（永山町６丁目の一部） ・永山第三地区市民委員会の該当区域 永山町７～９丁目、永山１～６条１１～１６丁目、永山７・８条１１～１８丁目、永山９条１１～１６丁目、永山１０条１１～１５丁目、永山北１・２条６～９丁目、永山北３条６～８丁目、永山北４条６丁目（永山町６丁目の一部） ・永山第二地区市民委員会の該当区域 永山町１０～１６丁目、永山１～６条１７～２４丁目、永山７・８条１９～２１丁目、永山北１・２条１０～１３丁目、永山北３条１０・１１丁目
東旭川まちづくり推進協議会	・旭正地区市民委員会の該当区域 東旭川町旭正、東旭川町忠別 ・東旭川中央地区市民委員会の該当区域 工業団地、東旭川北、東旭川南、東旭川町上兵村、豊岡４～１２条１０・１１丁目（豊岡４条１０丁目、豊岡１４条９丁目、豊岡１５条８丁目、東旭川町共栄、東旭川町倉沼、東旭川町日ノ出、東旭川町下兵村の一部） ・日の出倉沼地区市民委員会の該当区域 （東旭川町日ノ出、東旭川町倉沼の一部） ・豊田地区市民委員会の該当区域 （東旭川町豊田、東旭川町東桜岡、東旭川町米原の一部） ・桜岡地区市民委員会の該当区域 東旭川町桜岡（東旭川町豊田、東旭川町東桜岡の一部） ・米原瑞穂地区市民委員会の該当区域 東旭川町瑞穂（東旭川町米原の一部）
神楽まちづくり推進協議会	・神楽本町地区市民委員会の該当区域 神楽１条６丁目、神楽２条２～６丁目、神楽３条２～８丁目、神楽４条１～６丁目、神楽５条１～８丁目、神楽６条１～１０丁目、神楽７条７～１０丁目（神楽２条７丁目、神楽５条９・１０丁目の一部） ・神楽宮前地区市民委員会の該当区域 神楽岡公園、神楽１条７～１２丁目、神楽２条８～１２丁目、神楽３・４条９～１２丁目、神楽５条１１・１２丁目（神楽２条７丁目、神楽４条１３丁目、神楽５条９・１０丁目の一部） ・高野地区市民委員会の該当区域 神楽６・７条１１・１２丁目（神楽６・７条１３丁目の一部） ・神楽岡地区市民委員会の該当区域 神楽４～７条１３・１４丁目、神楽岡８条１～４丁目、神楽岡９条１～５丁目、神楽岡１０～１６条１～９丁目（神楽４・６・７条１３丁目、神楽岡９条６丁目の一部）
緑が丘まちづくり推進協議会	・旭神市民委員会の該当区域 旭神、旭神町 ・神楽岡東地区市民委員会の該当区域 神楽岡１～７条３～７丁目、神楽岡８条５～７丁目、神楽岡９条７丁目（神楽岡９条６丁目の一部） ・緑が丘地区市民委員会の該当区域 緑が丘１～５条１～４丁目 ・西御料地地区市民委員会の該当区域 緑が丘南、西御料、西神楽１～４線５～７号（緑が丘東５条２丁目、西神楽１～４線８号の一部） ・緑が丘東地区市民委員会の該当区域

	緑が丘東（緑が丘東5条2丁目の一部）
西神楽まちづくり推進協議会	・西神楽地区瑞穂市民委員会の該当区域 西神楽1線9～11号，西神楽2・3線9～11号，西神楽4線9・10号（西神楽1～4線8号，西神楽1・2線12号，西神楽4線11号の一部） ・西神楽地区中央市民委員会の該当区域 西神楽北，西神楽南，西神楽南13・14号，西神楽1・2線13・14号，西神楽3線12～15号，西神楽4線12～14号（西神楽南15号，西神楽1・2線12号，西神楽1・2・4線15号，西神楽4線11号の一部） ・西神楽地区聖和市民委員会の該当区域 西神楽南16・17号，西神楽1～4線16～19号，西神楽5線18・19号（西神楽南15号，西神楽1・2・4線15号，西神楽3線20号の一部） ・西神楽地区千代ヶ岡市民委員会の該当区域 西神楽1線20～32号，西神楽2線20～34号，西神楽3線21～30号，西神楽4線20～22・26～30号，西神楽5線22号（西神楽3線20号の一部）
東鷹栖まちづくり推進協議会	・東鷹栖中央地区市民委員会の該当区域 末広1・2条13～15丁目，末広東1条13～15丁目，東鷹栖1条1～4丁目，東鷹栖2・3条1～3丁目，東鷹栖4条1～5丁目，東鷹栖1・3線10・11号，東鷹栖2線11号，東鷹栖4線10～12号，東鷹栖5・6線10・11号，東鷹栖7線10～12号，東鷹栖東1～3条1～6丁目（末広東2条13丁目，東鷹栖2条4丁目，東鷹栖5・6線12号の一部） ・東鷹栖東地区市民委員会の該当区域 東山，東鷹栖1・2条5・6丁目，東鷹栖3条4～6丁目，東鷹栖4条6丁目，東鷹栖1・2線14～19号，東鷹栖3線14～20号，東鷹栖4線13～21号，東鷹栖5・6線13～22号，東鷹栖7線18～20号，東鷹栖8線19号，東鷹栖東1線17～19号（東鷹栖2条4丁目，東鷹栖5・6線12号，東鷹栖7線13～17号，東鷹栖8線18号，東鷹栖9線19号の一部） ・東鷹栖西地区市民委員会の該当区域 東鷹栖8・9・11線13～17号，東鷹栖10線13～16号（東鷹栖7線13～17号，東鷹栖8・9・11線18号，東鷹栖10線17・18号の一部） ・その他，次の区域 緑台，柏木，東鷹栖7線21号，東鷹栖8線20・21号，東鷹栖9線20～23号，東鷹栖10線19～23号，東鷹栖11線19～24号，東鷹栖12線18～25号，東鷹栖13・14線19～25号，東鷹栖15線20・21号（東鷹栖9線18・19号，東鷹栖10線17・18号，東鷹栖11線18号の一部）